

児童手当制度が拡充されました

平成18年4月1日から児童手当制度が拡充されました。

支給対象児童が、現在の小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)まで拡大され、あわせて受給者の所得制限も引き上げられます。

新たに児童手当を受けようとされる児童の保護者のみなさまについては、認定請求などの手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求(小学校4年生から6年生の児童がいる方と平成17年度所得制限限度額の超過により受給できなかった方)は、平成18年9月30日までに受け付けたものに限り、特別的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

対象者には、後日、該当書類を郵送します。公務員の方は勤務先への請求となります。

平成18年度 小学校4年生児童の保護者のみなさま (平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ)

これまで、当該児童にかかる児童手当を受給していた → 引き続き受給資格があるため、特段の手続きをする必要はありません。
6月期の支払により受給資格が継続されていることをご確認ください。

平成18年度 小学校5・6年生児童の保護者のみなさま (平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ)

現在児童手当を受給していない場合 → 認定請求書の提出が必要です。

現在児童手当を受給している場合 → 額改定認定請求書の提出が必要です。

これまで所得制限により児童手当を受給していなかった保護者のみなさま

所得制限引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合があります。該当する保護者の方は認定請求書の提出が必要となります。

(表中の扶養親族数は、所得税法上の数となります。)

改正後所得制限額 (単位:万円)

扶養親族数	国民年金加入者 (自営業者等)	厚生年金加入者 (サラリーマン等)
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

加東市から転出の予定がある該当児童を養育している保護者のみなさま

転出の時期により、手続き内容が異なってきますので早めにご相談ください。

問い合わせ 加東市社会福祉課(社庁舎)☎ 43-0407・43-0409

平成18年度 児童扶養手当などの額改定のお知らせ

児童扶養手当、特別児童扶養手当などについては、「自動物価スライド制」が採られており、その具体的な改定額は、政令で定めることになっています。

平成18年4月以降の各種手当の月額が、下記のとおり変更になりました。

手当の種類	平成17年度 手当額	→	平成18年度 手当額
児童扶養手当	「月額 41,880円」(全部支給) 「月額 41,870円～9,880円」(一部支給)		「月額 41,720円」(全部支給) 「月額 41,710円～9,850円」(一部支給)
特別児童扶養手当	「月額 50,900円」(1級支給) 「月額 33,900円」(2級支給)		「月額 50,750円」(1級支給) 「月額 33,800円」(2級支給)
障害児福祉手当	「月額 14,430円」		「月額 14,380円」
特別障害者手当	「月額 26,520円」		「月額 26,440円」
福祉手当(経過措置分)	「月額 14,430円」		「月額 14,380円」

くわしいことは、お問い合わせください。

問い合わせ 加東市社会福祉課(社庁舎)児童福祉係☎ 43-0409 加東市地域福祉課(社庁舎)障害者福祉係☎ 43-0408